

基本的違反と契約解除について：

ウィーン売買条約に準拠した CLOUT 判例より

加 藤 靖 弘

はじめに

- 1 CLOUT 判例研究の意義
- 2 契約解除の背景
- 3 ホノルドの解説
- 4 Case 107, Case 123, Case 152, Case 154, Case 165 の概要
- 5 むすび

は じ め に

拙稿『CISG における「基本的違反」について：CLOUT 判例 (Case 2, Case 79, Case 83, Case 84, case 90) より』において、国際物品売買に伴う基本的契約違反の問題を取り上げた¹⁾。小論は、CLOUT 判例 102 以下について引

1) 『国際商取引学会年報 2005 年第 7 号』、国際商取引学会、2006 年 7 月

一方の当事者による売買契約違反が生じた場合、相手方は損害を回復するための権利が与えられる。相手方に与えられたこの救済は「契約解除」、「契約の取消し」などと称されている。日本法においても、CISG においても、「契約解除」はすべての違反に対して許されているわけではない。CISG 第 25 条で定義される用語、「基本的違反」を一方の当事者が犯した場合に限定して、相手方に当該契約を解除する権利が与えられる。

国際物品売買契約のどの条件に、そしてそのどの程度に、当事者の一方が違反すれば、これを根拠に相手方は契約解除できるのであろうか。

CISG (第 25 条) では違反の程度が「基本的」な場合に、契約を無効 (同 26 条) とすることができるとしている。同 49 条では契約無効の買い主の権利、同 64 条では契約無効の売り主の権利について規定している。第 7

き続き「基本的違反」に関連する判例について考案する。

国連国際物品売買契約（The UN Convention on Contracts for the International Sale of Goods；以下 CISG）はウィーン売買契約とも称されている。CISG を草案した国連国際商取引法委員会（The UN Commission on International Trade Laws；以下 UNCITRAL）は、CISG が準拠法とされた各国の判例概要（abstract）を、ホームページで『CLOUT』として公開している²⁾。

売り主は貨物保険を付保することによって、通常のリスク発生に伴う物品の損傷を担保しておく事ができる。しかし、品質不良を理由に買い主が代金不払いを主張すると買い主は窮地に立たされる。一旦このような事態になると、法律の専門家に任せて司法的判断を待つしかない。たとえ支払いが認められても、実際の入金まで心配と不安の途絶える事はない。法律の専門家への報酬は安くないので、輸出ビジネスの旨味はほとんど無くなることも予想される。

注文された商品を契約条件通りに船積みをする。その後買い主からクレームが届く。品質不良だから（品質適合欠如のため）契約解除すると、買い主は主張する。事実上の代金不払い宣告を売り主は受けた事になる。

あるいは売り主が突然に、製品の引き渡しが出来なくなったことを、一方的に買い主に通知する。取り引きメーカーの事故で商品が納入できないと言う。買い主は材料を手に入れて早く製品化すべく、工場は万全の体制

＼ 49 条、第 64 条のいずれの場合においても第 25 条の「基本的違反」が契約無効の要件と解せる。

とすれば、当然に「基本的違反」とは何かという明確な定義が求められる。CISG 第 25 条は次のように規定している。（同年報 p. p. 31-32）

『当事者の一方が犯した契約違反は、他の当事者が契約上期待する権利を有するものを実質的に奪うような損害をもたらす場合には、基本的なものとする。ただし、違反をした当事者がかような結果を予見せず、かつ、同一の状況の下で同種の合理的な人もその結果を予見しなかったであろうと思われる場合には、この限りではない。』新堀聰、『ビジネス・ゼミナール貿易取引入門』428 頁、日本経済新聞社、1992 年

2) Case Law On UNCITRAL TEXTS (CLOUT)

を整えている。マーケットは製品の供給を待っているのに、材料は来ない、なのに、売り主は契約解除を主張する。

このような事件・紛争は、売買契約の当事者にとって最大のリスクと考えられる。このようなリスクに対して実務家はどう対応できるのであろうか。あるいは、どのように準備をしておけばよいのであろうか。

1 CLOUT 判例研究の意義

このような大変重大なリスクに、実務家はどのように立ち向かう事ができるのであろうか。何か準備をしておく事はないのであろうか。答えの一つが CLOUT 判例を読んでおく事ではないかと考える。契約解除がいつどのように出され、裁判所がそれを認めたのか、それとも認めなかったのか。CLOUT 判例は ABSTRACT であるが、ダイレクトである。どちらが勝ったか負けたか、どちらの主張が認められたかはっきりしており、CLOUT を読むことは法学者以外にも大変有益である。Case 2 では、判決に至るプロセスが不透明であるとの指摘はあるが、結論は、Case 90 と同じく極めて妥当である。法のユーザーである実務家にとって CLOUT 判例は、極めて有益な情報ではないか。

ライセンス取得した販売会社の出した注文数量以外に、こっそり製造した Case 2 のイタリアのメーカーに対しては、素早く注文契約解除を通知しないと、ライセンス取得先から損害賠償請求を受けかねない³⁾。このよ

3) Case 2, Case 79, Case 83, Case 84, Case 90 の概要

Case 2 (1991 年 9 月, ドイツ)

ドイツの買い主が商標(ロゴマーク)をライセンス取得し、イタリアの靴メーカーに対し、商標(ロゴマーク)付きの靴 130 足を発注した。イタリアのメーカーが国際見本市に(訳注:無断で)この靴を出品した。ドイツの買い主は、見本市から靴を撤去するようを要請したが、イタリアの靴メーカーはこれを拒絶。

ドイツの買い主は靴 130 足分の代金支払いを拒絶し、契約解除を通知 ✓

うな場合、法的措置をとった場合のこちら側の勝訴の見込みを考慮しながら、契約解除通知をいつの段階で決断するかが重要になる。

Case 2 は、全体的にイタリアメーカー側の行為は不法行為、信義原則違反、独占販売遵守義務違反などが考えられるが、CISG のどの条文にあてはまるかは不透明である。CISG 第 7 条に言及していない。

↘ した。イタリアの靴メーカーは売買代金を請求し提訴した。

判決 イタリアのメーカー側の行為は、CISG 第 25 条の基本的違反に相当する。

Case 79 (1994 年 1 月, ドイツ)

ドイツの買い主がイタリアの靴メーカーに発注した。イタリアの靴メーカーは売買代金の支払いを請求。ドイツの買い主は代金支払いを拒絶。理由は、契約に定められた期間内に物品が引き渡されなかったことと、契約の要求内容に適合していなかったことによる。

判決 イタリアの靴メーカーが引き渡さねばならないタイムリミットをドイツの買い主は定めなかった上に、ドイツの買い主は基本的違反の事実を証明できなかった。ドイツの買い主は売買代金と金利の支払いを命じられた。

Case 83 (1994 年 3 月, ドイツ)

スウェーデンの売り主とドイツの買い主は、コークスの売買に合意した。スウェーデンの売り主はドイツの買い主の指示に従い、(訳注: 当時の) ユーゴスラビアにある会社にコークスを引き渡した。

ユーゴスラビアの会社はコークスの品質不良 (CISG 第 35 条) をドイツの買い主に通知した。スウェーデンの売り主が物品を引き渡した 4 ヶ月後に、ドイツの買い主は契約解除宣言を行った。スウェーデンの売り主は売買代金を求めて提訴した。

判決 本事件では、品質が劣った物品が引き渡されたかもしれないが、契約解除及び支払拒絶を正当化し得る基本的違反とは判断されなかった。被告が契約解除宣言したのは引き渡し後 4 ヶ月であったため、契約解除宣言の権利を失っていた。被告 (買い主) は売買代金と利息の支払いを命じられた。

Case 84 (1994 年 4 月, ドイツ)

スイスの会社がドイツの会社にニュージーランド産のカラスガイ (ムール貝) を売り渡した。カラスガイの中に高濃度 (1 kg 中 0.5 mg を越える) のカドミウムが含まれていることをドイツ連邦保険省より指摘されたため、ドイツの会社は売買代金の支払いを拒絶した。裁判所はドイツの会社に代金支払いを命じた。ドイツの会社は控訴した。↗

イタリアメーカーの主張は、靴製造に対する対価である債権（代金支払い）の要求をしていることは理解できる。イタリアメーカーが無断でライセンスを使用しているので、ライセンス取得先から無断使用による損害賠償請求をドイツの被告は受けかねない。ドイツの注文主は、極めて困難な立場に追い込まれる。基本的違反とされた理由はやや不透明であるが、ドイツの注文主にとっては契約解除により、イタリアメーカーとの契約関係から離脱することができた。解除宣言や解除通知は、例えばはよくないが、銃の引き金を引くようなものかも知れない。一旦引き金を引くと、その弾が相手に届く前に取り返しに行くことは不可能である。この解除権行使については、慎重な取り扱いが求められる。したがってなおさら、解除権が

↘ 判決 高濃度のカドミウムを含むガラスガイを原告が売り渡しても、基本的違反に相当しない。

CISG 第 35 条（2）にあてはまらず、物品の品質適合性欠如に相当しない。物品の不完全な梱包が被告より指摘されていたが、不完全な梱包が基本的違反に相当することの立証がなかった。合理的期間内に契約解除の宣言も行われなかった。

Case 90（1989 年 11 月、イタリア）

スイスの買い主がイタリアの売り主に注文を行った。注文の 10 日から 15 日の期間内に物品を引き渡すことが契約条件の 1 つであった。ほぼ 2 ヶ月後、買い主に注文の確認後に、売り主は売買価格を決定した。さらに売り主は、1 週間以内に物品が発送されることを買い主に確認した。

しかしながら、2 ヶ月後になっても買い主は物品を受け取れなかった。買い主は注文契約解除の通知を送し、代金の払い戻しを求めた。売り主は契約解除の通知を受領後に、当該物品を運送会社に引き渡したことを認めた。さらに、物品の一部しか引き渡されていなかったことを売り主は認めた。

買い主はこのような遅延した、しかも部分的な引き渡しを受領を拒絶した。売り主が売買代金の払い戻しをしなかったので、売り主による契約違反を理由に、買い主は契約解除を求めた。利息を含めた売買代金の払い戻しと損害賠償を求めた。

判決 売り主の物品引き渡し遅延及び契約成立の 2 ヶ月後に売り主が当該物品のわずか 3 分の 1 を引き渡した事実は、契約の基本的違反に相当する。買い主の契約解除は認められ、売買代金の払い戻しが認められた。↗

基本的違反と契約解除について

行使された売買契約の事例を見ておくことは重要となる。その方法の一つが判例を見ることであり、基本的違反の理由による CLOUT の判例は、法学者のみならず、実務に携わる人々にとっても貴重な判断資料となるはずである。

解除権を行使される側から考えてみると、自らの債務を着実に履行していたにもかかわらず、突然、取り引き相手から解除の通知が届くということになる。Case 83 のように、売り主が物品を引き渡してから 4 ヶ月後に、契約解除宣言の通知を受け取ることもある。売り主にとっては、もう少し早く品質について話し合ってくれていれば、という思いは生じるであろうし、4 ヶ月後であれば、何を今更と考えたくなるのも理解できる。買い主の不手際と言えるかも知れないのは、いきなり契約解除宣言を売り主に通知してしまったために、売買代金減額のチャンスを逃してしまったことである。

＼ 基本的違反の判断有無

CASE #	裁判国	基本的違反の判断	注
2	ドイツ	○	ロゴマーク入りの靴で数量限定製造販売 靴メーカーは同じ靴を注文主に無断で見本市に展示
79	ドイツ	×	買い主（被告）は納期のタイムリミットを定めなかった このことが基本的違反であることを証明できなかった
83	ドイツ	×	品質不良のコークス引き渡し 引き渡し 4 ヶ月経過後契約解除宣言
84	ドイツ	×	控訴審でも、高濃度のカドミウムが含まれるカラスガイの引き渡しは基本的違反とされなかった
90	イタリア	○	売り主は 1 週間以内の発送を約束 売り主による遅延した引き渡し及び部分的引き渡し

品質適合性欠如についてのクレームの申し立ては、品質の鑑定書などの周到な準備と、売買代金減額などの柔軟な提案を織り交ぜた慎重な取り扱いが肝要である。契約解除は、伝家の宝刀として残しておくべき場合があるという考え方の大切さを、教えてくれる判例でもある。

Case 79 では、引き渡し時期を契約書に明示しなかった買い主の不注意が、納期を遅らせた。さらに品質不良のクレームも提起してみたが、その証明に耐えるものでなかった。このように国際物品売買では、特に明確な契約書のドラフティングが要求されることを、この事件は教えてくれている。

Case 83 の例は、一審から控訴審、さらに、最高裁まで争われた事例である。法律の門外漢にも大いに役立つ好例であると言える。Case 123 で記されるように（後述）、「輸入国において有効な全ての制定法は、他の公の規定に合致する物品を売り主が提供する必要なし」と CISG 第 35 条 (1), (2) をあげながら判示された。このような明確な判例により、国際物品売買及びこれに関する法（条約）が、我々の日常生活にも身近になりつつあると言えよう。

又、Case 83, Case 84 から明らかなように、買い主がクレームを提起するなら、迅速に相手方に通知を行なうべきである。CISG の条文は、通知期間を合理的期間内としてあるだけで、具体的な日数は明示していない。しかしながら、一ヶ月以上も経過していると、裁判所は「合理的期間」とは認めにくいようであることは、これらから十分にうかがえる。Case 83 から明白なように、引き渡しされてから 4 ヶ月後の通知は、合理的な期間とは到底考えられず、全く問題外であることは間違いなさそうである。この 2 例を見ただけでも、国際取引に携わる人々にとって、CLOUT 判例は有益な情報を提供してくれていることに、間違いはない。

2 契約解除の背景

売り主と買い主はいったん契約合意に至ると、両当事者は契約条件を守る事が義務付けられる。法律行為であるから、法的に拘束されることを両当事者は理解したうえで、そもそも売買交渉を進めたはずである。しかし契約締結後に、さまざまな環境が突然変化する事もある。

市場価格の変動を受けやすい商品を両当事者が契約合意に至るとする。市場価格が大幅に下落すると、買い主は注文した価格では利益を失うか又は大赤字となる。すると買い主は契約条件の一部始終をつぶさに見る。そして売り主の契約違反が1つでも生じていないかと何度もチェックする。船積み日が1日遅れていれば、引き渡し時期遅延を理由に契約解除を売り主に示唆する。売り主はあわてて、価格調整（支払い代金減額）をしても、買い主に商品の引き取りを依頼する。（柏木昇，中央大学ロースクール，2007年）

売り主の契約違反に関する項目は多い。契約成立以前からと契約以後においても売り主の義務は、買い主よりもはるかに多い。船積みまでに準備せねばならない実務は多岐に渡る。その1つでも不完全であれば思わぬ日数がかかってしまう。反対に買い主の履行義務違反は、支払い遅延又は支払不能（支払い拒否）くらいであると言われている。（柏木昇，同上）

一般の貿易実務家からの報告、そして CLOUT 判例においても、紛争が法廷に持ち込まれるパターンは、品質不良に対する買い主からのクレームで始まっている場合が圧倒的に多い。

売り主が船積みをした荷物を買い主が受け取る。注文した商品が契約書中の品質条件より劣っていることから、買い主はその旨を連絡する。そして契約条件に適合した商品を送るよう要求する。売り主は船積みした商品の代金を支払うよう要求する。買い主は代金支払いを拒絶し、売り主に連

絡しなくなる。

あるいは、買い主は何らかの理由で、突然契約解除を売り主へ通知する。売り主は売買代金の支払いを求めて提訴するか、債権回収をあきらめるしかない。誠実に履行義務を果たした売り主に対し、ある日突然買い主から契約解除の通知が届く。

CISG には、相手方の「基本的違反」を根拠にして、契約違反を被った当事者に契約解除の権利が与えられている。もしこちら側に債務不履行が一切なくても、全く理不尽な解除通知が送られてくるというリスクが存在することは否めない。これは防ぎようがない。

このように「基本的違反」を根拠にした契約解除（通知）は、物品売買契約・貿易商務論の中でも最大のリスクの 1 つであると考えられる。いくつかの事例を見ておくことによって、契約解除が司法的判断の場で認められる場面とそうでない場面の大方の予想をつけられないだろうか。判例を知識として貿易実務家は蓄積しておくことができるのではないか。このことにより法的解決と実務的解決への展望が開けるものと考えられる。CLOUT 判例が第 1 の大きな手がかりと考えられる。

3 ホノルドの解説⁴⁾

国際物品売買においては、様々な種類の商品が世界中で毎日取引さ

4) ホノルドの解説

UNCITRAL の事務局長を務められた、John. O. Honnold 氏は、“*Uniform Law for International Sales under the 1980 United Nations Convention, Third Edition*” で基本的違反について解説を行っている。

例 66 B 契約では、売り主が第 1 級の米を 5,000 ポンド新品の麻袋に包装し、売り主の所在地の FOB 条件で積み込むこととされていた。契約条件（危険に関する本条約の規則第 67 条（1）項参照）によれば、移送の危険は買い主にあると定めている。売り主は第 1 級の品質の米を 100 袋積み込んだが、そのうちの 1 袋が古く、

れている。CISG で規定された考えは国際条約であるから、具体的な商品や取り引き形態の細かな場面まで書きこむことは不可能である。条文は抽象的な表現で示される。ホノルドの解説より 2 つ (25 A, 25 B) を次に示す。

例 25 A

売り主 S は米 100 袋を買い主 B 宛に船積みすることに合意した。B の注文は「新品の袋」と特定した契約書によるものであった。S が船積みの準備中には、新品の袋と同等の品質で手近にある丈夫な中古の袋を使用した。多少の値引きにより引き受けてもらえるであろうと S は信じた。S が袋詰めをする前に B は S に、「新品の袋を必ず使用することを明記した米の再販売契約を結んだ。丈夫な中

＼ 丈夫でなかったので移送中に袋が破れてその中身が減失した。

例 70 B 第 1 級の大豆 1,000 袋を売買する契約。

売り主により船積みされた大豆 1,000 袋のうち 600 袋は、家畜飼料以外にはとても利用できないものであった。

例 66 B では米の売買において、1 袋の米の中身が減失しても「基本的違反」とは考えられていない。例 70 B では 600 袋の重大な契約不適合により契約全体の「基本的違反」となる。そして買い主は CISG 第 49 条 (1) (a) に従い契約を無効とすることができる。たとえば契約数量の何割とか、何%にあたる債務不履行が行われたら基本的違反となるかについてははっきり定義されていない。一時的又は物理的逸脱 (「1 日」, 「0,001 ミリ」) は、損害を被った相手方の損失及び損害の程度を除けば重要でない。(同書, 207 頁) 第 25 条の規定が生ぬるいかあるいは、厳格すぎる、そして、裁判所が不当にこの規定を適用するかもしれないと当事者が関心を寄せる場合には、無効のための根拠を契約により盛り込む事が示唆されている。(同書, 206-207 頁)

例 25 C 第 1 級の品質の砂糖 1,000 袋を売り主が買い主に引き渡すことを求めた契約。価格は 20,000 ドル (1 袋につき 20 ドル) であった。引き渡し時の検査によって、970 袋の砂糖は契約に適合していたが、30 袋の砂糖は欠陥があり使用できないと判明した。他の砂糖を買い主側の市場から入手することは可能であった。引き渡し時に欠陥が判明した時、売り主は 30 袋についての代金を課さないというオファーをした。

例 25 D 事実関係は、例 25 C と同じであるが次の点が異なる。売り主は砂糖の追送を拒絶し、20,000 ドル全額の支払いを求めた。

古の袋を使用しても多少の値引きにより通常は引き受けるが、今回の船積みについては、新品の袋に詰める事が重要である。」とテレックスで送信した。S は次のように返信した。「特別に上質の中古の袋に詰めて船積みをしている」。B は引き受けを拒絶し、再販売先から拒絶される危険があるため、契約は無効であると S に通知した。

例 25 B

引渡し日が 6 月 1 日であると契約に特定されていた。売り主は大型で高価な機械を買い主に引き渡した。6 月 15 日に買い主はその機械を運転してみたが、その機械の必要かつ重要な部分が作動せず、その結果、機械は運転作業に入れなかった。このことを買い主は売り主に通知した。ただちに欠陥部分を取り替えることを売り主は申し入れた。この取り替えを行うために必要な多少の期間は、買い主が機械を使用することに対し何ら障害を及ぼさなかったが、買い主は欠陥部品の取り替えをすることを売り主に許さなかった。本機械が運転できなかったことは、第 25 条のもとで「基本的」であるので、契約は無効である（第 43 条（1）、（2））と買い主は主張し、従って売り主に機械を除去し代金を払い戻すよう要求した。

例 25 A において、売り主の契約違反によって、契約上期待する権利を買い主から「実質的に」奪うであろうと予見できる十分な根拠が示されている。したがって買い主の無効宣言は、CISG 第 25 条及び第 43 条（1）、（2）のもとで正当であるとホノルドは結論づけている。

但し 25 B について、買い主がただちに契約解除に必ず至れるかどうかは議論が分かれる。売り主の違反は明らかに「基本的」であり、契約無効は正当であると買い主が主張することは正しい。しかしながら、CISG 第 48 条は欠陥部品を交換する権限を売り主に与えている。この場合、同意した日時の引渡し後であっても、直ちに欠陥部品の交換を買い主に申し出

ている。この治癒のための期間が、買い主に対する実質的な障害を生じていない場合、売り主の契約違反は「基本的」とはならない。すると契約無効とはならない。

4 Case 107, Case 123, Case 152, Case 154, Case 165 の概要

Case 107 (1994 年 7 月, オーストリア)

デンマークの売り主は、庭園用の花をオーストリアの買い主に売った。支払い金額の一部について買い主は支払い拒絶をした。夏に一部の花が開花しなかったので、保証契約に違反し、契約上の基本的違反を売り主が犯したと、買い主は主張した。

判決 花がその夏に開花することを、売り主が保証していたと買い主は主張した。ところが、花が契約中の仕様書に適合しないので、売り主が基本的違反を犯したことを買い主は証明できなかった。買い主の要求は認められなかった。さらに、契約解除の権利を買い主は失っていた。物品の瑕疵を発見後、合理的期間内に買い主は売り主に対して通知していなかった。

Case 123 (1995 年 3 月, ドイツ)

スイスの会社がドイツの会社に、ニュージーランド産のカラス貝（ムール貝）を売り渡した。カラス貝の中にカドミウム（1 kg 中に 0.5 mg 以上）が含まれていることをドイツ連邦保健省より指摘されたため、ドイツの買い主は売買代金の支払いを拒絶した。売り主は代金支払いを求めて提訴した。一審ではドイツの会社が敗れ、控訴となった。控訴裁判所では、カドミウムを含むカラス貝を売り渡しても基本的違反に相当せず、物品の品質適合性欠如もないと判断された。再び買い主は敗れ、上訴となった。

判決 ドイツ最高裁判所は、控訴裁判所判決を支持した。スイスの売り

主が引き渡したカラス貝は契約違反に相当しない。CISG 第 35 条 (2) (a) 及び (b) は、輸入国において有効なすべての制定法又は他の公の規定に合致する物品を、売り主が供給する義務を課していない。

Case 152 (1995 年 4 月, フランス)

フランスの売り主は、中古の倉庫を解体費と運送費を含む、500,000 仏フランでポルトガルの個人に売却した。内訳は、倉庫が 381,200 仏フラン、解体費と運送費は、118,800 仏フランであった。解体作業に使用された金属部に欠陥があったという理由で、381,200 仏フランの支払いを買い主が拒絶した。

判決 倉庫の再建築をするには無理が生じたが、金属部品の欠陥の修理は可能である。したがって買い主が契約上期待する権利を有するものを奪うような基本的違反とはならない。この契約違反は CISG 第 49 条に従って解除できない、とされた。

Case 154 (1995 年 2 月, フランス)

フランスのジーンズ・メーカーはアメリカの買い主と売買契約を締結した。物品の仕向地は南米とアフリカにすることが特記されていた。特記事項については、契約交渉及び実務処理中においてこのことは繰り返し売り主によって求められていた。しかしながら、物品はスペインに積み出されてしまったことが 2 回目の引き渡しで明らかになった。売り主は以後の引き渡しを拒絶した。

判決 仕向地を限定した売買契約であったが、買い主は従わなかった。このような買い主の行動は CISG 第 25 条の基本的違反に相当する。買い主による履行の乱用に対して、10,000 仏フランの損害賠償を支払うよう買い主は命じられた。

Case 165 (1995 年 1 月, ドイツ)

オーストリアの家具製造メーカーは、ドイツからの注文を引き受けた。ドイツの買い主は、レザー製の椅子を顧客に販売した。顧客が商品の瑕疵を発見したので、ドイツの販売会社は、品質不適合を治癒するようにとオーストリアのメーカーに要求した。しかし修理後においても契約に適合しなかったと判断したドイツの販売会社は、契約解除の宣言を行った。オーストリアのメーカーは売買代金と 13% の利息支払いを求めて提訴した。

判決 修理された家具は、契約に適合しなかった。このことは契約の基本的違反となり被告のドイツの販売会社に契約解除宣言の権利が与えられた。

基本的違反の判断有無

契約が無効となるための違反は、「基本的」であることが要件となっている。治癒のために売り主がなすオファーの効果と照らし合わせて考えなければならない。相手方の契約違反が「基本的」であるとただちに結論付

CASE #	裁判国	基本的違反の判断	注
107	オーストリア	×	売り主の基本的違反を買い主が証明できなかった 物品の瑕疵を発見後、合理的期間内に通知をしなかった
123	ドイツ	×	輸入国における規制に合致する物品を売り主が供給する義務を第 35 条 (2) (a) (b) は記していない 契約無効宣言は合理的期間を過ぎていた
152	フランス	×	修理可能であるから基本的違反とはならない 損傷した金属部品の修理についても合意があった
154	フランス	○	買い主の行動は履行の乱用に相当する 仕向地の指定は、売り主が繰り返し請求していた
165	オーストリア	○	売り主は、一旦修理することによって治癒の機会を与えられた 修理されても家具は契約に適合しなかった

けて、こちら側が契約無効の宣言を行う（契約解除の通知を行う）と、相手方は応訴抗弁に至る事がまず予測される。相手方の治癒のオファーに対して機会を与えないまま、法廷内で両当事者の主張がぶつかりあう。相手方の主張が認められれば、契約違反を被ったこちら側に不利な判決又は和解になる可能性が残る。

契約無効宣言を行った当事者はもう元には戻れない。契約の「基本的違反」に依拠するには重大な決意が必要である。契約解除の通知を発することは、リスクがゼロという訳にはいかない。ホノルドの例 25 B は、このことを示している。Case 165 のドイツの買い主は、品質不適合を治癒するための機会を一旦売り主に与えている。売り主の修理後において始めて、買い主は契約解除宣言を行った。このことは賢明な行動であったと言える。

5 むすび

「基本的違反」を被った当事者が、このことを根拠に契約解除を法的に手に入れるには、CISG に規定される要件を十分に満たす必要がある。

- ①自らの契約目的が本質的に奪われたこと
- ②契約解除の宣言（通知）を合理的期間内になすこと
- ③品質適合性欠如が「基本的」である場合は、その証明に耐え得ること
- ④相手方の契約違反が一部債務不履行である場合には、相手方に治癒（修理）の機会を与えること。それでもなお、契約違反部分が補修されなければ（一部債務不履行が治癒されなければ）、反対側の当事者は契約解除の段階に移行できる

上記の要件を満たさない限り、契約解除の宣言（通知）は法的解決手段の場では、「基本的違反」を根拠に相手方を非難しても法的救済は与えら

れそうにない。裁判所の判決で不利な結果を招いた典型的な例は、②契約宣言の無効の通知が合理的期間を過ぎていた場合、③品質不良を理由に基本的違反を主張したが、法廷等でその証明に耐えられなかった場合のどちらか、あるいはその両方であった。特に買い主側が代金支払拒絶に至る場合、③の品質適合性欠如により、つい感情的になっていたことは十分に想像できる。

他の CLOUT の判例からもうかがえるように、このような感情状態に至った買い主は、物品の引き渡しを受けながら、そのまま放置し、支払いの拒絶の通知を行うのみであった。その後売り主は、代金支払いを求めて法的措置を取ることになる。品質不良を理由に、積極的に契約解除の権利を行使するか、あるいは積極的に支払い拒絶を行うにしても、そのことに対する客観的証明が求められる。法を執行する人々や専門家を十分に納得させ得るものがなければ、契約解除宣言を行った者に法的救済は与えられない。

小論で扱った例は 10 例である (Case 番号 1～200)。これらの中から、「基本的違反」を中心に法廷等で争われた事件を考察してきた。まだ吟味していない CLOUT 判例は数百以上残されており、小生の考察途中においても、判例概要はどんどん追加されている現状である。研究のスピードよりも判例追加の速度の方が速いではないか、という謗りをまぬがれないことは承知している。最新の判例から着手すべきではないか、という誘惑にかられることは幾度となくあった。その方法をあえて取らずに、判例蓄積の時系列に沿った考察を続けてきた。今後もこのカタツムリのような速度で、CLOUT 判例を見つめていくことにする。

(2008 年 6 月 27 日受理)